

令和6年度 第3回北栄町地域福祉推進計画推進委員会

日時 令和7年3月24日(月)
午後1時30分～午後3時30分
場所 大栄農村環境改善センター
2階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 北栄町地域福祉推進計画の進捗管理について

- ①2024事業計画の進捗管理(実績・評価) 資料1
- ②重層的支援体制整備事業実施計画の進捗管理 資料2
- ③成年後見制度利用促進計画の進捗管理 資料3

(2) 第2期北栄町地域福祉推進計画のパブリックコメント結果について

(3) 重層的支援体制整備事業実施計画の一部追記について

(4) 次期計画啓発事業について

4 連絡事項

(1) 次回委員会について

《時期・内容について》

日 程	内 容	備 考
5月	・令和7年度計画の目標設定 ・次期計画啓発事業について	

5 その他

6 閉 会

【名簿】北栄町地域福祉推進計画 推進委員一覧

委員数：15名以下

任期：2024(R6)11.1～2027(R9)10.31まで

		氏名		区分	所属
1	町	<small>チヨウソノカベ</small> 長曾我部 まどか		その他町長が認める者	学識経験者
2	町	中原 秀俊		地域福祉活動者	北栄町民生児童委員協議会
3	町	<small>キヨコ</small> 森田 清子		地域福祉活動者	// (主任児童委員)
4	町	山下 啓二		地域住民	北栄町自治会長会
5	町	<small>ミツコ</small> 中井 恭子		社会福祉関係者	北栄町障がい者地域自立支援協議会
6	社協	松村 絹子		社会福祉関係者	北栄町母子会
7	社協	<small>エンドウ シンドロウ</small> 遠藤 倭文子		社会福祉関係者	北栄町精神障がい者家族会
8	社協	<small>タムラ ヨシユキ</small> 田村 禎之		社会福祉関係者	北栄町老人クラブ連合会
9	社協	向井 さとみ		地域住民	第2層協議体(北栄) よっしゃやらあ会
10	社協	田中 陽子		地域住民	第2層協議体(大栄) よっしゃやらあ会
11	社協	山本 雅史		地域住民	
12	行政	前田 美友紀		その他町長が認める者	健康推進課
13	行政	松本 裕実		その他町長が認める者	教育総務課
14	行政	渡辺 健二		その他町長が認める者	生涯学習課

事務局		推進委員会に出席する職員	
1	行政	小澤 靖	福祉課長
2		菱井健生	(担当) 町の地域福祉推進計画、成年後見制度利用促進計画
3		松嶋まゆみ	(担当) 重層的支援体制整備事業
4		杉川あゆみ	介護保険室長
5		池田伸夫	地域包括支援センター長
6	社協	金山英文	局長
7		前田悦子	(担当) 地域福祉係長
8		柴山政則	主任

令和6年度事業の進捗管理(実績・評価)

基本施策	町・社協	具体的な取り組み	担当	2024目標・内容	2024実績	2024評価
I 地域で支えあうしくみづくり						
(1) 支えあい意識の高揚	町	①講演や研修など様々な啓発活動を充実します	包括支援センター	①「認知症啓発映画上映会」や、介護予防フェスタ2024にて「認知症講演会」を開催する	・介護予防フェスタ2024にて認知症講演会を開催(9月8日 参加者119人) ・福祉映画「ぼけますから、よろしくお願ひします。」上映会開催(8月4日 参加者160人)	・認知症の人と家族の会鳥取県支部吉野代表のほか、認知症の当事者2名にも登壇していただき、町民が認知症を自分事として捉える機会となった。
			福祉支援室	①障がい者地域自立支援協議会の「権利擁護研修」を通じて、障がい者の就労・罪を犯した障がい者の支援に関する理解の推進を図る	・町自立支援協議会主催の権利擁護研修を開催(10月2日 参加者113人)	共生社会の実現のために、障がいのある方等、多様な人材が活躍できる環境を整えることの必要性等を広く啓発することが出来た。
			生活支援室	①社協と協力して「楽しみながら助け合う地域づくりフォーラム」を開催する ・共助交通、地域づくりの推進	・楽しみながら助け合う地域づくりフォーラムを開催(6月22日 参加者97人) ・共助交通の取組団体である乗りのリクラブの活動支援(打合せ会への出席、運営助言等)	共助交通の取組みや地域での助け合い活動に関する講演や町内外の活動者の発表等から、共助交通等を通じた地域づくりの取組みについての関心を広げる機会となった。
			福祉課(全体)	①幅広い媒体を活用した啓発活動に取り組む ・TCCや出前講座など、様々な媒体で周知、啓発に取り組む	・福祉に関する情報を、町報、ホームページ、TCC、出前講座など幅広い媒体で啓発 ・出前講座を活用した認知症予防プログラムの実施(計48回:自治会43回、その他5回)	・町報のみならず、幅広い媒体で啓発手段の開拓に取り組んだ。 ・自治会のいきいきサロンにおいて認知症予防プログラムの出前講座が定着しており、取組みの効果がみられる。
	社協	①支えあい活動の研修会を実施する	社協	①合同研修会の開催(年1回) 民生児童委員・福祉推進員・愛の輪協力員を対象に各自治会での助けあいネットワーク(連携)の推進を図る	・合同研修会の開催(3月4日参加者94人) 福祉推進員の役割についての説明や各自治会で助けあいネットワークづくりの推進につがるよう、グループでの話し合いを中心とした内容で行った。	・「けっこう仲良し村」事例をもとに、①村の強み ②気になること③強みの活用ができそうなことなど各グループで話し合いを中心とした研修内容を行い、模擬支え愛連絡会を実施したことで、各自治会での開催につながるきっかけづくりができた。
				①「楽しみながら助け合う地域づくりフォーラム」を開催し、支えあいのある地域づくりを図る	・楽しみながら助け合う地域づくりフォーラムを開催(6月22日参加者97人) 共助交通や地域の中で助け合い活動に取り組んでいる団体等の実践発表を実施。	・乗りのリクラブの取組みをはじめ、地域の中で助け合いや地域づくりなどの活動を住民の方や町外の方にも知ってもらうことができた。

基本施策	町・社協	具体的な取り組み	担当	2024目標・内容	2024実績	2024評価
(2) 地域福祉活動・ボランティアの活性化	町	①民生児童委員、社会福祉協議会をはじめ福祉活動をしている人や団体を周知し、一層その活動を支援する	包括支援センター	①地域の集いの場の活動支援を行う ・町報やFacebookを活用し、地域の集いの場を紹介する	・町報やFacebookにて、集いの場やサークル活動を紹介	・Facebookを見た人から喜びの連絡があったり、町報がきっかけとなりテレポート山陰でサークル活動が放映されたりと集いの場の活動が広く周知された。
			福祉課(全体)	①ボランティア団体や、民生児童委員等、団体の活動支援を行う ・民協、社協、福祉活動団体の周知、活動支援を行う	・ボランティア連絡会(3月14日)へ出席 ・民生児童委員を対象とした各種視察、研修等を実施 ・町報等により民生児童委員、福祉団体等の活動を周知	・引き続きボランティア連絡会で連携を図る必要がある。 ・民生児童委員等、福祉団体への支援を実施し、活動の周知と連携促進を図った。引き続き各種団体相互の連携を深める支援を継続する。
	社協	①ボランティア連絡会を開催し、情報の共有や連携を図る ②小・中・高、学生ボランティア活動の推進を図る	社協	①ボランティア連絡会の開催(年1回) ②高校生ボランティア活動支援 ②小・中・高校生と地域の交流の機会をつくる	・ボランティア連絡会を開催(3月14日)各団体の活動報告や情報の共有を行った。 ・由良宿6区コミュニティセンターを会場に、サロンを通じた地域交流の場(おしゃべりHOUSE)の企画、実施の支援を行った。(参加者4人、高校生4人) ・小、中学生が作成したメッセージカードをひとり暮らし高齢者へ民生児童委員の協力を得て、配布した。	・各団体の顔のみえる関係づくりや活動報告、情報の共有ができた。 ・おしゃべりHOUSEを開催することにより、集いの場のきっかけづくりや住民同士、高校生の交流ができた。 ・参加者が例年より少なかったため、周知の方法を工夫する必要がある。 ・毎年のメッセージを楽しみに待ってられる高齢者の方もあった。配布の様子や高齢者の方からのメッセージや写真を届け、小・中学校へ掲示した。
(3) 支えあい・見守りの充実	町	①障がいや認知症などの理解を得る研修の充実を図ります ②認知症対策として、ほくえい見守り安心ネットの取り組みを充実します ③自死に対する理解を深め、周囲の人がサインに気づけるよう啓発を行います ④生活支援コーディネーターを配置します ⑤生涯学習出前講座の取組みを推進します	福祉支援室	①⑤障がいや認知症の啓発の充実を図る ・あいサポーターの養成 ・認知症サポーターの養成 ・オレンジガーデニングプロジェクトの実施	・中学生、教職員に対し、あいサポーター研修を実施(計1回 参加者10人) ・小学校の学習会に講師として参加し、福祉全般の授業を実施(計1回 参加者11人) ・中学生、教職員に対し、高齢者、認知症の人の人権に関する研修を実施(計1回 参加者6人) ・地域住民、小学生を対象に認知症サポーター養成講座を実施(計10回 参加者261人) ・オレンジガーデニングプロジェクトを、こども園、小中学校、介護保険事業所に協力いただき実施	・あいサポーター研修を実施することにより、障がいへの正しい理解や合理的配慮の啓発、促進につながった。 ・認知症サポーター養成講座やオレンジガーデニングプロジェクトを実施することにより、多くの人が認知症を知り、考える機会になった。
			包括支援センター	②ほくえい見守り安心ネットの充実を図る ・行方不明事案発生時の早期発見に向けて、QRシールの運用を開始する	・ほくえい見守りシールの運用を開始(交付4人) 制度の導入説明会を開催し、NHK、TCC、日本海新聞で取り上げられた。	・ほくえい見守りシールにより、行方不明事案発生時の早期発見に向けての体制作りが進んだ。 ・効果的な周知によりメディアに取り上げられ、広く町民にも周知することができた。
			健康推進課	③自死に対する理解を深める啓発を行う ・町報への掲載、健診会場でリーフレットの配布、ゲートキーパー研修の実施	・自殺予防週間(9月)自殺対策強化月間(3月)に合わせ、町報掲載、健診会場等でのリーフレットや自殺予防啓発物品などの配布を実施 ・食生活改善推進員養成講座にてゲートキーパー研修を実施(12月7日 参加者10人)	・予防週間や対策強化月間に合わせ、多くの人の集まる健診会場等で広く啓発を行うことができた。 ・ゲートキーパー研修を実施することで、周囲の悩んでいる人への理解及び対応の啓発につながった。
			福祉課(全体)	④支え愛連絡会の開催支援を行う	・支え愛連絡会開催自治会:7自治会	・自治会、社会福祉協議会、町とが課題を共有し、見守りや支えあいについて考える機会となった。
	社協	①自治会単位での支え愛連絡会開催の働きかけを実施する	社協	①支え愛連絡会の意義の周知と開催の働きかけを実施(15自治会)	・合同研修会の参加者へ支え愛連絡会の開催の働きかけをした。 ・支え愛連絡会の開催自治会(7自治会内2自治会は新規)	・合同研修会の参加者へ支え愛連絡会の開催の働きかけをした。 ・支え愛連絡会を開催された自治会は少なかったが、新規が2自治会あった。

基本施策	町・社協	具体的な取り組み	担当	2024目標・内容	2024実績	2024評価
II 安心して暮らせるしくみづくり						
(1) 相談支援の充実	町	①町のどこの窓口でも、その世帯の生活上の様々な問題に気づき、必要な機関につなげていく体制をつくります ②相談窓口の体制の強化と多様化した相談に対応するための職員の資質向上を行います ③適切な支援と事後フォローアップができるよう、関係機関間の連携を強化し、協力関係を整備します	福祉課(全体)	①②③相談支援機関の連携強化や対応力の向上を図る ・地域ネットワーク会議を開催し、意思決定支援研修会や事例検討会を行う	・意思決定支援研修会の開催(4月8日 参加者42人) 多分野の相談援助職と庁内の各分野の専門職等が参加した。 ・精神障がいのケースの関わり方事例検討会を開催(11月11日 参加者39人) 多分野の相談援助職等が参加した。	・多問題を抱える世帯の課題の整理や支援方針を学び、制度の理解や関係機関のネットワークづくりの場となった。
	社協	①相談窓口の紹介と他機関との連携を図る	社協	①身近な相談窓口として、困っている人や悩みを抱える人たちの相談に応じられるよう、相談対応力の向上や、各種相談機関との連携を図る	・相談窓口の紹介や困りごとの相談を受けた。必要に応じて他機関へつなげ連携を図った。	・相談に来られた方や電話などの相談に対し、丁寧に対応することができた。また、必要に応じて、他機関へつなげ連携を図って支援した。
				①サロン等の場において、相談窓口の紹介とともに、地域内の見守りや声かけの大切さを伝える	・サロン等へ出向き、作成したチラシを配布し、地域内での見守りや声かけの大切さを伝えた。	・サロン等に出向き、日頃からの見守りや声かけの大切さを伝えることができた。
(2) 情報提供の充実	町	①わかりやすい冊子などの作成をします ②効果的な情報提供の手段を見つけ実行していきます ③相談窓口の周知を行います ④音声、点字対応の促進をし、その他手話通訳者、要約筆者などの育成を充実していきます	包括支援センター 福祉支援室	①③高齢者の暮らしのてびき、障がい者支援制度、ひとり親支援制度の周知に努める ・高齢者の支援サービスをまとめた手引き、障がい者手帳取得後のサービス一覧や、ひとり親支援策一覧を更新し、制度の周知に努める	・高齢者の暮らしのてびきを改訂し、居宅介護支援事業所や医療機関等に配布 ・障害者手帳取得後のサービス一覧、ひとり親支援策一覧の更新	・高齢者の暮らしのてびきは、字の大きさや字体を工夫することで読みやすく、また制度や民間サービスを網羅したことで、何度も増冊するほど好評を得ている。 ・障がいサービス等の手続き時における情報提供の充実につながった。
			福祉支援室 教育総務課	②教育と福祉の連携に係る情報提供の充実に努める ・教育部局と連携し、障がい福祉サービスに係る情報提供の充実を図る	・こども園、小、中学校の教職員を対象にした障がい福祉サービス研修会の実施(2月20日 参加者8人)	・研修や事業所視察を行うことにより、障がい福祉サービスの概要や内容等の理解が進み、教育と福祉のより一層の連携の強化を図ることにつながった。
			福祉課(全体)	③相談窓口の周知に努める ・各分野の相談窓口の認知度を深めるため、世帯訪問やサロン等集いの場において窓口の周知を図る	・「福祉の相談窓口」のチラシの配布 サロン、こけいからだ体操、集いの場、世帯訪問等で配布を実施。	・チラシを見て、相談に来られる人もあり、相談窓口の周知につながっている。
	社協	①広報誌やホームページを活用し、地域福祉活動の事例を町民へ周知する ②サロンや集いの場を利用して情報提供する	社協	①広報誌「ふれあい」とホームページによる自治会での取り組みや社協の活動内容等情報提供を行う(年4回) ②サロン等を利用し、情報の提供、周知を行う	・広報誌「ふれあい」で自治会での取り組みや社協の活動内容等、情報提供を行った。(年4回) ・サロン等でチラシを配布し、相談窓口等の情報の提供や周知を行った。	・広報誌では、自治会、社協での取り組みを住民にわかりやすい内容となるよう工夫した。 ・サロン等でチラシを配布し、相談窓口等の情報の提供や周知を行うことができた。

基本施策	町・社協	具体的な取り組み	担当	2024目標・内容	2024実績	2024評価
(3) 福祉サービス提供の充	町	①NPO、ボランティアなどを含め、多種多様な主体によるサービスを拡充させます ②恒例、障がいといった分野に限定しない共生型サービスなど、実情にあった総合的な福祉サービスの検討をします	福祉支援室	②制度の狭間にある支援の必要な方の把握と検討を進める	・発達支援連携協議会(教育、福祉等の関係機関で構成)で、高校不登校、中退者等の義務教育修了者の把握、支援体制に関する協議を行った。 ・高校進学後においても支援が継続できるよう高校訪問などを行い連携体制の強化を図った。	・切れ目ない支援を構築するために必要な支援体制の協議が継続的にできている。
	社協	①地域の助けあい活動等を推進するよっしゃやらあ会と協働して、必要なサービスの検討をする	社協	①よっしゃやらあ会を開催し、必要なサービスや集いの場について協議・検討する	・よっしゃやらあ会を定期開催(北条9回、大栄9回、合同開催3回)し、必要なサービスや集いの場について協議・検討を行った。	・よっしゃやらあ会を定期開催し、必要なサービスや集いの場について協議・検討を行うことができた。
(4) 災害時の連携の強化	町	①福祉避難所の役割や位置付けを住民に周知します ②難病患者など地域での避難支援が難しい人の支援体制を検討します ③地域による災害時の避難支援個別計画の作成を推進します	福祉支援室 総務課(情報防災室)	①②防災訓練・防災研修を実施する ・町防災訓練を実施し、災害時の連携意識の強化を図る ・町自立支援協議会で災害時に支援の必要な当事者、支援者、地域住民等を交えた防災研修を実施し理解を深める	・町総合防災訓練を実施(9月1日 参加者121人) 自治会との通信訓練、炊き出し訓練、防災講演会「能登半島地震から見た地震への備えなど」を実施。 ・避難行動要支援者の名簿を提供(4自治会分) 条例に基づく手続きを経て、自主防災組織などに提供した。 ・北栄町自立支援協議会主催による防災研修の実施(7月3日 参加者97人)	・防災訓練を通して、地震への備えを学び、日頃からの備えや発災時の対応について理解を深めた。また、定期的に訓練や研修を行うことで、防災についてそれぞれが考える機会が提供できた。 ・避難行動要支援者の名簿を平時から提供することで、訓練や見守りなどにつなげた。 ・「水害・土砂災害の基礎知識」について学び、日頃からの備えや発災時の対応について理解を深めた。また、定期的に訓練や研修を行うことで、防災についてそれぞれが考える機会が提供できた。
			福祉課(全体)	②③避難支援個別計画の作成に取り組む ・支え愛マップの作成に併せ、個別避難計画の作成を推進する	・支え愛マップの作成支援を実施(5自治会) ・個別避難計画の自治会作成を提案するが、作成には至らなかった。 ・医療的ケア児への個別避難計画の取組みを、医療的ケア児等コーディネーターを中心に実施	・個別避難計画作成についての周知が不十分であり、今後の取組み方法の検討が必要。 ・避難支援優先度の高い医療的ケア児への計画作成の取組みが開始できた。引き続き取組みの継続が必要。
	社協	①支え愛マップづくりを広める ②被災時の対応体制を検討する	社協	①支え愛マップ作成の推進について継続して周知や広報を行う ②被災時の対応について町と協議する	・支え愛マップの作成の支援を実施した。(西穂波、田井、大島) ・町自立支援協議会の開催する、防災研修に参加し、理解を深めた。	・支え愛マップの作成の推進や作成の支援を実施することができた。 ・防災研修に参加し、理解を深めることができた。被災時の災害ボランティアセンター等の対応について町と協議する場がもてなかったので次年度の継続目標とする。

基本施策	町・社協	具体的な取り組み	担当	2024目標・内容	2024実績	2024評価
(5) 権利擁護の推進	町	①虐待を受けた人だけでなく虐待をした人に対しても、速やかに必要な支援に結び付けたり、早期の段階から相談できるよう、窓口などの周知を図ります ②虐待やDVの理解が進むように啓発活動を行います ③日常生活自立支援事業や成年後見制度の内容や利用方法を周知します ④「成年後見制度利用促進基本計画」を策定します	教育総務課(子育て包括)福祉課(全体)	①②虐待やDVの防止に係る理解の促進と相談窓口の周知を図る ・広報や研修等を活用して、高齢者、障がい者、児童等の各分野における虐待防止の理解と早期相談のための相談窓口の周知を図る ・児童虐待防止啓発のための懸垂幕の設置	・虐待防止等について町報啓発の実施 ・児童虐待防止の取り組みを実施 保育教諭研修(町内2園)、民生児童委員研修(1回)を実施。大栄庁舎懸垂幕掲揚、コナンの家米花商店街ライトアップ、図書館書籍貸し出しコーナー設置、町報、町HP、リーフレット全戸配布等により啓発を実施した。 ・DV防止の取り組みを実施 庁舎内に啓発コーナーの設置やHPにて相談先、緊急連絡先一覧を掲載。	・虐待、DV防止について、地域住民や専門機関に対し、研修、町報、HP等で、制度や相談窓口の周知を行い、理解の促進を図ることができた。 ・今年度からの取り組みとして大栄庁舎に児童虐待防止の懸垂幕を掲揚し啓発を行った。
			福祉課(全体)	③成年後見制度の啓発を図る ・広報等や各種支援会議等の場を活用し、後見制度に関係する事業所へ啓発や周知を行う ・中核機関の実施する啓発と連携して周知を図る	・成年後見制度に係る啓発の実施 町報、ホームページ等で制度や中核機関等の研修、市民後見人養成講座(倉吉市社協主催)などの周知を図った。	・成年後見制度について、地域住民に対し、町報、ホームページ等で制度の周知を図ることができた。
	社協	①住民に広報誌等で周知しながら法人後見、日常生活自立支援事業等を実施し、必要な制度が利用できるようにする ②市民後見人の養成を目指す	社協	①法人後見事業や日常生活自立支援事業の概要や相談先を広報誌等に掲載し、周知する ②市民後見人の養成を目指し、関心がある住民に対し制度概要の説明会を実施する	・広報誌に法人後見事業や日常生活自立支援事業の概要や相談先を掲載、周知を行った。 ・市民後見人の育成・活動のサポートについて町担当者と協議・検討を行った。	・広報誌等で周知したことにより、相談を受け必要な制度につなげることができた。 ・市民後見人の育成等について継続して協議を行う必要がある。
			福祉課(全体)	②食を通じた孤立しがちな人の集いの場の開催を支援し、今後の支える仕組みを検討する	・「ほっとかけはし」事業の開催支援 社協の食を通じた集いの場の開催支援に取り組んだ。	・少数ではあったが、孤立しがちな人も参加できる場となった。今後も継続して開催することで、地域を巻き込んだ支援のしくみづくりを検討することが必要。
(6) 支援が届きにくい人への対応	町	①地域が生活に困難を抱えている人に気づく力を養うために、研修や広報周知を行います ②町内の福祉事業者と連携し、介護について学ぶ場や相談機能を充実していきます	福祉課(全体)	①②世帯訪問事業を継続し、相談窓口の周知を図る	・町内法人との協働により世帯訪問を実施 気になる世帯の把握や相談窓口の周知を行った。(17自治会終了予定)	・気になる世帯や支援が必要と思われる世帯の把握につながった。また、相談窓口を周知したことで後日相談等につながるケースもあった。
			生活支援室	①包括的支援会議に参画し、アウトリーチ事業の対象世帯への個別訪問の継続実施する	・包括的支援会議に参画し、アウトリーチ事業の対象世帯への個別訪問を継続した。	・町内法人と連携し、世帯訪問調査を実施した。(3自治会 さつきヶ丘団地、みどり一区、みどり二区)包括的支援会議に調査結果を共有し必要な支援の検討を行うことができた。
	社協	①アウトリーチによる継続的支援事業において個別ケースの支援会議に参画する ②緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援を行う	社協	①町内法人と連携し、世帯訪問調査を実施する ②特例貸付の借受人に対し、関係機関と連携し、訪問等によるアウトリーチを行う	・世帯訪問調査を実施した。包括的支援会議にて調査結果を共有した。 ・関係機関と連携し、訪問等によるアウトリーチを行った(延べ件数 訪問139件、電話・郵便632件)。	・対象者の相談にのることで、生活状況を把握し、必要な支援の検討を行うことができた。 ・関係機関と連携し、訪問等によるアウトリーチを行うことができた。

基本施策	町・社協	具体的な取り組み	担当	2024目標・内容	2024実績	2024評価
(7) 生活に必要な移動手段の確保	町	①北栄町タクシー利用料助成事業などの現行の移動支援対策を見直しつつ継続します ②地域や関係機関と連携し共助交通を検討します	介護保険室	①タクシー利用助成事業による移動支援施策の推進を図る ・下北条地区を対象に、町内一律300円券(R6.10からは500円券)の追加交付を行い、買物環境の確保のための支援を行う	・タクシー利用助成事業の推進 下北条地区を対象に追加交付を継続実施し、買物環境の確保に努めた。制度の安定運用のための制度改正と丁寧な周知を行った。	・買物環境の確保と、実態に即した安定した制度運用に取り組んだ。
			生活支援室	②共助交通に関するフォーラムを開催する ・「楽しみながら助け合う地域づくりフォーラム」において実施団体の紹介等で周知を行い、理解を広げる取組を進める	・楽しみながら助け合う地域づくりフォーラムを開催(6月22日 参加者97人) 活動発表やパネルディスカッションを行い、倉吉市の1団体及び北栄町内で活動している2団体を紹介した。 ・共助交通の取組み団体への活動支援 取組み団体である乗りのリクラブの打合せ会への出席、運営助言等を行った。	・共助交通の取組みが移動の支援だけでなく、地域での助け合いの活動など地域づくりにつながっていることを紹介する機会となった。
	社協	①共助交通の継続支援を行う。 また、共助交通の取組みやしぐみについて知ってもらう機会をつくる	社協	①「楽しみながら助け合う地域づくりフォーラム」を開催し、取組みやしぐみについて周知し活動について理解を広げる	・楽しみながら助け合う地域づくりフォーラムを開催(6月22日 参加者97人) 共助交通や地域の中で助け合い活動に取り組んでいる団体等の実践発表を実施。	・フォーラムを開催し、共助交通や地域の中で助け合い活動に取り組んでいる団体等の実践発表で周知、活動について多くの方に知ってもらうことができた。
				①共助交通の伴走支援を行う	・共助交通の継続的な活動のための伴走支援を行った。	・共助交通の実動の伴走支援を行うことで継続的な活動を支援することが出来た。

基本施策	町・社協	具体的な取り組み	担当	2024目標・内容	2024実績	2024評価
Ⅲ いきいきと暮らせるしくみづくり						
(1) 居場所づくり・交流の場づくり	町	①既存施設が活用できるような補助金などの取組を検討します ②誰でも気軽に立ち寄れる居場所づくりとユニバーサルデザインを推進します ③地域で活用しやすいメニュー(生涯学習出前講座など)の工夫を行います	包括支援センター	②こけないからだ講座の普及を継続し、地域の集いの機会を増やす取組を進める	・こけないからだ講座普及の取組(新規4自治会)	・こけないからだ講座実施後、各自治会での自主運営へつながった。
	社協	①地域の実情にあったサロン等の具体的な方法を提案し協力する ②日ごろ孤立しがちな方が食を通してつながる場づくりをし、地域で支えあい、相談できる関係づくりをする	社協	①サロン等立ち上げや運営の協力を行う	・サロン立ち上げや運営の協力、相談を行った。(1自治会サロン再開)	・随時相談対応を行い、サロンの継続実施や活性化を支援した。 ・運営方法について自治会内で協議が出来たことでサロンの再開につながった。
				①サロンレクリエーション研修会の開催(年3回)	・サロンレクリエーション研修会を開催した。(年3回)	・レクリエーション研修会を開催したことにより、各自治会での自主運営でのメニューとしての活用につながった。
		②食でつながるプラットフォームを立ち上げ、人と人がつながり地域で支えあい、相談できる関係をつくる		・ほっとかけはしを開催し、人と人がつながり、参加できる場づくりができた。(8月2回、11月2回開催)	・ほっとかけはしに参加された方の声や相談を受け、趣味活動や必要な支援やサービスにつなげることができた。	
(2) 社会参加・生きがいづくり	町	①就労や活動の場として地域資源の開発と仕組みづくりを進めます ②講座へのニーズを把握し、開催方法や内容を検討します	包括支援センター	①介護予防運動サポーターの養成を継続し、新たな活動の場とのマッチングを進める	・介護予防運動サポーター養成講座の実施(3月3日 参加者15人)	・サポーターは地域でこけないからだ体操の普及をしたり、体力測定の手伝いをすることで、活動の場を広げている。
			生活支援室	①農家と連携した参加の場づくりを検討する	・農家と連携した参加の場づくりの検討を実施 福祉関係法人と協議を実施した。 協力農家に参加の場の受入を依頼し、実際に体験活動として利用された方があった。	・関係法人との協議は継続実施しているが、連携や取組方法は未決定の状態。 ・農家での活動ができた方があり、農作業を通じた活動が参加の場の一つとして有効であることが分かった。
	社協	①地域で活躍できる場やメニューの活用をすすめる	社協	①地域で活躍できる場やメニューを活用できるように、広報誌等で住民に周知する	・地域で活躍できる場やメニューを活用できるように、広報誌で住民に周知した。	・地域で活躍できる場やメニューを活用できるように、広報誌で住民に周知することができた。
				①地域の人や、関係機関と連携し、個別ケースに対応する居場所、参加の場づくりをすすめる	・農作業体験、図書館ボランティア、編み物教室などの参加の場づくりを行い、個別に対応した。	地域の人や、関係機関と連携し、個別ケースに対応する参加の場づくりを行うことができた。

基本施策	町・社協	具体的な取り組み	担当	2024目標・内容	2024実績	2024評価
(3) 健康づくり・介護予防	町	①健診の受診勧奨と健診を受けやすい環境整備を進めます ②職場や各団体、自治会等と連携し、健康づくり、介護予防について積極的に啓発していきます ③自分の身体に興味関心を持つような研修を実施します ④こけないからだ講座など、健康づくり、介護予防に効果のある居場所づくりを検討し、周知と環境づくりを行います	健康推進課	①②③健診受診勧奨・健康づくり講座など、自治会等と連携して積極的に啓発を行う ・健診を受診しやすい環境の整備を進める ・自治会の健康推進員を中心に健診受診の勧奨、健康づくり講座の開催を推進する ・介護予防教室等での健康教育に取組み、健診受診につなげる。また、体組成計等で計測を行い、客観的に自身の体について知ることでフレイル予防につなげる	・健診環境整備の取組みを実施 集団健診において1回に受診できる健診の種類を増やし、大腸がん検診を医療機関でも受診できるようにした。また、集団健診の予約をインターネットでも可能とした。 ・受診勧奨の取組みを実施 自治会でのポスター掲示、自治会放送による集団健診の案内のほか、こけないからだ体操実施自治会14か所に出向き、体組成計による測定や長寿健診・後期高齢者歯科検診の受診勧奨を行った。 ・健康講座を開催(35自治会) ・運動教室・体操教室にて年2回体組成計にて測定を行い、効果等を確認(フレイル予防)	・各自治会での受診勧奨、健康講座等での健診受診についての健康教育などの実施により健診全体の受診者が増加した。 ・ほぼ全町民への受診券の送付、集団健診では予約方法を拡大したことで、今まで受診歴のなかった人の受診もみられた。 ・体組成計による計測では、教室等の参加者が運動の効果や体の変化を確認することができ、運動継続の意欲につながった。
			包括支援センター	②③④地域における介護予防の充実を図る ・地域住民の集いの場などのサロン活動やこけないからだ体操にリハビリテーション専門職を派遣し、介護予防促進や体操指導など、ニーズに沿った講演活動を進める ・サロンにおいてこけないからだ講座を実施する ・町報にて活動団体のサークル紹介を行い、介護予防活動の活性化を図る	・集いの場などへのリハビリテーション専門職の派遣 ニーズに応じ、各専門職をいきいきサロン・こけないからだ体操・老人クラブ等へ派遣した。(31団体 参加者延べ385名)。専門職の内訳は、理学療法士11回、作業療法士8回、言語聴覚士8回、歯科衛生士3回、栄養士1回。 ・こけないからだ講座を新規実施(4自治会) ・町報等による活動団体の紹介 町報の「元気にやっとりますでえ、私たち」コーナーにて、8団体を紹介し、SNSにも掲載した。それがきっかけとなりテレポート山陰でサークル活動が放映された。	・総派遣件数の約1/3を歯や口腔機能に関する講話が聴ける歯科衛生士・言語聴覚士の派遣となっており、オーラルフレイル予防への意識が高い事がうかがえた。 ・こけないからだ講座実施後、各自治会での自主運営へつながった。 ・町報等にて、広く周知されたことで、活動への参加の促しや参加者のモチベーションアップにつながっている。
	社協	①地域の実情にあったサロンの具体的な方法を提案し協力する	社協	①健康づくり、介護予防につながる集いの場の立ち上げや継続開催の協力をする	・地域の実情にあったサロンの開催方法を提案した。	・サロンの継続開催を支援することで、介護予防のきっかけづくりとなった。

令和6年度重層的支援体制整備事業実施計画 実績評価

○計画期間 令和4年度～令和6年度

支援分類	現状と課題 (R3設定したものの)	実施事業	2024年度取組み目標	2024年度実績	2024年度評価
包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 各相談支援機関の対応力を強化する(分野を超えた連携、依存症や困り感のないケースへの対応を含む) 多様な課題の発見につながるよう、各分野の制度理解をすすめる 各相談支援機関が、断らない相談ができるよう資質の向上を図る 課題に対するアセスメント力の向上を図る 	分野共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 各分野の相談支援関係者の資質向上につながる研修会・事例検討会の開催や連絡会(つながる会議)を通じ分野横断的な連携体制を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 分野横断の研修や連携促進のための取組みを継続して進めることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 分野の理解がすすみ連携しやすくなったが、関係者全体には浸透していないため、引き続き各分野で分野横断の連携促進の取組みを行う必要がある。 介護、障がいなど複数分野合同で研修を開催するなど、より連携が進む方法を検討する。
		地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 分野を超えた連携や相談支援機関の対応力の向上を図る。 精神障がいのあるケースに関する事例検討会の開催 意思決定支援研修会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 意思決定支援研修会実施(4月25日 参加者42人) 相談支援研修会実施(各分野の制度や社会資源を理解する研修)(7月16日 参加者36人) 事例検討会実施(11月11日 参加者39人) 	<ul style="list-style-type: none"> 分野を超えた相談員が同じ研修を受講する、もしくはお互い講師となる事で他の制度を理解し、相談員同士のネットワークの強化につながっている。 支援の対象が抱える複合的な課題に応じて、各分野との連携をさらに図る必要がある。
		障害者相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者地域自立支援協議会の研修等に幅広い分野の参加をうながし、連携の強化や課題の共有を進める。 地域ネットワーク会議での事例検討や支援会議等の場を通じ、各分野の制度理解や対応力の向上に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 権利擁護研修会実施(10月2日 参加者113人) 地域ネットワーク会議での事例検討や支援会議を通じ、各分野の制度理解を深めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者地域自立支援協議会の研修会を幅広く町民にも呼びかけ、課題の理解や共有を図った。引き続き中部自立支援協議会との連携強化を進めていく必要がある。 ケースの課題に応じて適切な対応ができるよう各分野との連携強化が必要。
		利用者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 切れ目ない支援を実施するため、支援が行き届いていない子どもを把握する。 継続的に対象者の把握、支援を行う体制について再検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ネウボラ、地区担当でケースの分担、情報共有を頻回に行うことで、支援が必要な妊産婦、乳幼児を把握できた。 進学等の際に必要な支援を継続するための支援会議や、情報連携をスムーズに行うための高校訪問等の実施。発達支援連携協議会(教育、福祉等の関係機関で構成)での検討を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ネウボラ、地区担当保健師が連携することで、妊娠期から乳幼児期まで切れ目ないフォロー体制をとることができ、支援が必要な子および家庭を把握し、適宜必要な支援やサービスにつなぐことができた。 就学後のフォロー体制について検討が必要。 進学、卒業後の支援につなげるため引き続き連携の協議が必要。
		生活困窮者自立相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 地域ネットワーク会議や障がい者地域自立支援協議会等の機会を通じて困窮相談窓口の周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者地域自立支援協議会や民生児童委員協議会でチラシの配布を行い相談窓口情報を周知した。 多分野の関係機関が参加する地域ネットワーク会議にて、生活困窮事業の取組みや窓口を紹介した。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体や支援機関に相談窓口を周知し、必要な人に情報が伝わるよう努めた。困窮課題を抱える世帯は特定の分野に偏らないため、引き続き早期に相談につながるよう、連携を図る必要がある。
参加支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 既存の枠組みの対象外となる方や地域から孤立しがちな方(都会からの転入者、男性高齢者、ひきこもり傾向の方、未就労の方、依存症の方など)も参加できる居場所の確保、参加促進の取組みを実施する 自動車や免許がない方の外出支援(子育て家庭の母、高齢者など)の方法を検討する 参加しやすい環境づくりのため、事業所(企業等)における障がいの理解促進、地域の見守りの強化を図る 活用できる地域資源の把握、必要な資源の確保に向けた取組みを行う 事業の周知を行う 	-	<ul style="list-style-type: none"> 関係者連絡会(つながる会議)を開催し、個別ケースにあった「参加」に関する課題を共有、協議し連携する。 民生児童委員、地域づくり関係者、農家等地域の人とつながり、個別ケースに対応する居場所、参加の場づくりをすすめる。 	<ul style="list-style-type: none"> つながる会議を開催(3月24日)し障がい事業所に対し参加の場づくりについて連携協力を依頼。 参加体験の場として、個人の方や農家の協力を得ることができた。また、町内法人の事業(芋掘りイベント、祭り)への参加ができた方もあった。 対象者への個別支援の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 農福連携に関する関係法人との協議は継続実施しているが、連携や取組方法については未決定の状態。 町内法人の実施事業への参加など多様な機会が活用できるよう情報収集や協力依頼が必要。 農家で活動ができた方があり、農作業を通じた活動が参加の場の一つとして有効であることが分かった。

支援分類	現状と課題 (R3設定したもの)	実施事業	2024年度取組目標	2024年度実績	2024年度評価
地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・相談先が分からず、一人で抱え込まないよう、誰もが気軽に相談しやすい環境づくりを促進する（身近な地域での相談先の確保、相談支援機関の周知、地域内での見守りや声かけ） ・地域で活躍する人、リーダー層を増やす ・利用者の発掘や資源の周知を行う（地域活動支援センター等の既存資源の活用） ・地域の中で自主交流できる場の確保を検討する（子育て家庭、学童期以降） ・分野を限定しない取組み推進に向けて、課題の整理を行う 	分野共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・分野を超えた地域づくり（世代や属性を超えてつながる場、支援の必要な人が早期に発見・つながるしくみ等）ができるよう、各事業の取組みや課題を共有できる機会を作る。 ・食を通じた集いの場の取組みを通じて、孤立しがちな人を支えるしくみやネットワークづくりを検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分野ごとの取組みを中心に実施しているが、生活支援体制整備事業と困窮者等のための地域づくり事業においては、対象者を限定しない視点での取組みが進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分野ごとの取組み状況や課題を共有する機会を作ることができなかった。 ・生活支援体制整備事業、困窮者等のための地域づくり事業では、類似の目的を持つ取組みが多いため、全体の整理が必要。
		地域介護予防活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・こけないからだ体操が継続されるよう、フォロー訪問を継続する。 ・こけないからだ体操やサロンに出かけ、各種相談窓口の周知を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・こけないからだ体操フォロー訪問（28自治会）、こけないからだ講座（新規4自治会）を実施し、各種相談窓口の周知を行った。 ・介護予防運動サポーター養成講座（3月3日 参加者15人） 	<ul style="list-style-type: none"> ・フォロー訪問で、介護予防の重要性を伝えたり、世話人さんの思いを聴くことができ、継続への意識づけにつながった。 ・こけないからだ体操の活動先には相談窓口の周知が図れているが、その他の場でも広く周知する必要がある。
		生活支援体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・支え愛マップの作成について、継続して周知や広報を行う。 ・支え愛マップを作成した中で見えてきた生活課題や見守り体制をすすめるため、自治会単位での支え愛連絡会の開催の働きかけを行う。（支え愛連絡会の開催目標：15自治会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会長会で支え愛マップ作成の研修を行い、自治会での支援体制構築の必要性を周知した。 ・支え愛連絡会の開催自治会（7自治会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・支え愛マップ、支え愛連絡会について、少しずつ取組みを行う自治会も増えているが、引き続き周知、支援を行うとともに、効果的な取組み手法を検討する必要がある。
		地域活動支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターを幅広い分野に周知し、広く利用促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス等の相談の際に地域活動支援センターの紹介を行い利用促進を図ったが、利用実績は前年並となっている。 ・他機関との連携の中で支援につながっていない人の情報把握を行い対応することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターについて、住民をはじめ計画相談等の関係者への周知を行う必要がある。 ・対象者の把握を行うため、他機関との連携を推進する必要がある。
		地域子育て支援拠点事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子育ての情報を提供する「子育て講座」や、保護者がリフレッシュできるイベントを計画・実施することで、子育て世代のつながりを広げ、孤立防止を図る。 ・利用者の発達に応じた遊びの工夫、環境整備、保護者からの相談に対応する。相談については、必要に応じて保健師につなぎ、継続的なフォローを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て相談を随時実施し、保健師に報告するなど連携をとることで、必要なケアや対応を速やかに行うことができた。 ・こども園への情報提供を行い、入園時のサポート体制を整えることができた。 ・子育て講座やセンター企画イベント（はじめましての日、すまいるデー、リフレッシュ事業）を実施し、母子の孤立や引きこもりを防ぐとともに、親子で外出するきっかけづくりを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て講座や保護者がリフレッシュできるイベントを計画・実施でき、保護者同士が情報交換をしたり、会話を弾ませたりする姿が見られた。つながることで、継続利用となるよう、今後もイベント内容の検討や、保護者にネーム等を付けてもらうなどの工夫が必要。 ・保護者からの相談に対応しながら必要に応じて保健師につなげたことで、フォローが継続できた。また、こども園への情報提供もでき、入園等がスムーズにいくよう働きかけることができた。
		生活困窮者支援等のための地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・共助交通や集いの場づくり（高校生ボランティアが活動する「おしゃべりHOUSE」）などの伴走支援を行う。 ・日ごろ孤立しがちな人が食を通してつながる場を作り、地域で支えあい、相談できる関係づくりをすすめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ほっとかけはし（食を通じた集いの場）を4回（北条会場2回、大栄会場2回）、おしゃべりHOUSEを1回（1自治会）開催した。 ・楽しみながら助け合う地域づくりフォーラムを開催（6月22日 参加者97人）。活動発表やパネルディスカッションを行い、倉吉市の1団体及び北栄町内で活動している2団体を紹介した。また、共助交通の取組み団体である「乗りのりクラブ」の運営支援（打合せ会への出席、助言等）を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ほっとかけはし」は少数ではあるが孤立しがちな人も参加できる場となった。今後も継続して地域を巻き込んだ支援の仕組みづくりを検討することが必要。 ・共助交通の取組みが移動の支援だけでなく、地域での助け合い活動など地域づくりにつながっていることを紹介する機会となった。

支援分類	現状と課題 (R3設定したもの)	実施事業	2024年度取組目標	2024年度実績	2024年度評価
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業対象となる支援が届きにくい人の実態把握を行う 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して世帯訪問を実施し相談窓口の周知を行う。また、訪問により、気になる世帯の把握や相談対応を実施する。 ・ひきこもり、老々介護、ヤングケアラーの実態把握について、担当部署と協力して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり、老々介護、ヤングケアラーに関する実態調査を実施。 ・町内法人との協働により世帯訪問事業の実施。気になる世帯の把握や相談窓口の周知を行った。(17自治会終了予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯訪問事業を継続実施したことで、気になる世帯や支援が必要と思われる世帯の把握につながった。また、相談窓口を周知したことで後日相談につながるケースもあった。 ・世帯訪問後には、民生児童委員と必要な情報を共有、対応についての検討を行うことが出来た。
多機関協働事業	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援機関の対象外である場合や相談者の課題が不明確な場合の対応窓口を明確化する ・庁内連携を強化する ・課題に対するアセスメント力の向上を図る 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・複合課題等のケースについて、必要に応じ支援会議を実施し多機関が協働して支援を行えるよう調整を図る。 ・地域包括支援センターと連携し、分野横断的研修・事例検討会を実施する。 ・地域づくり事業と連携し、支援の必要な人が早期に発見・つながることができるよう、周知、働きかけを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談ケースについて、適宜包括的支援会議を開催し、情報の共有、課題の整理、対応検討を実施。 ・地域包括支援センターと連携し、分野横断的研修(他制度理解、事例検討)を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各相談支援機関でも多分野連携に取組んでおり、福祉関係分野を中心とした連携体制は整ってきている。福祉分野以外の関係機関とのネットワーク形成が課題。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等との連携体制を強化する ・相談の必要な方にとって、多様な相談機会が得られるよう体制や取組み内容を検討する 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・第二期計画に向けて、支援が必要な人が早期に発見、つながるための方策、方向性を検討する。 ・SNS等を活用し取組みの啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・SNSを活用した啓発は実施できなかった。 ・第二期計画にむけて各事業の振り返り、課題の整理などを実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外部へ取組みを発信し地域づくりの取組みに関心を持つ人を増やしたり、効果的な事業展開を進めるため、事業全体を見える化、整理することが必要。

令和6年度成年後見制度利用促進計画 実績評価

○計画期間 令和4年度～令和6年度

基本目標	目標項目	施策内容	2024年度取組み目標	2024年度実績	2024年度評価
<p>地域連携ネットワークの構築等、実施体制の整備</p>	<p>・権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築 ・制度の普及啓発と地域社会への浸透 ・後見人等の担い手の確保</p>	<p>・地域連携ネットワークの構築 本人を取り巻く地域の関係者がチームとなって支援していく一次支援体制と、権利擁護に関わる関係団体間の連携による二次支援体制の仕組みを整備し、地域連携ネットワークとして、必要な人が成年後見制度を利用していけるよう連携体制の構築を目指す。</p>	<p>○後見制度に関する相談のしやすい体制づくりに取組む ・一般、関係機関に向けた相談窓口の周知 ・支援者による支援方針検討会議等の定着</p>	<p>・広報や各種団体の会議等で後見制度に係る制度や窓口の周知を実施した。 ・相談対応における支援方針検討会議の実施について関係者で共有を図った。</p>	<p>・各窓口や関係団体への周知の中で、対応マニュアルのフロー図を活用し支援方針検討会議等の実施体制の定着を図った。マニュアルに基づき、個別のケースに応じた方法で取り組んだ。引き続き定着に向けた取組みが必要。</p>
		<p>・中核機関の設置 中部成年後見支援センターと、中部1市4町が共同して中核機関を設置し、中部における権利擁護支援を推進する。また、意思決定支援に見識のある各組織が集まる権利擁護支援ネットワーク会議を設置し情報共有・課題検討・連携強化を図る。</p>	<p>○権利擁護支援ネットワーク会議、連絡調整会議において権利擁護に係る課題の検討を行う</p>	<p>・権利擁護支援ネットワーク会議(2回) 関係機関が集まり、課題の共有、連携体制の検討、圏域事業の協議等を行った。 ・中核機関連絡調整会議(3回) ネットワーク会議内容の調整、各市町の取組みの共有、協議を行った。</p>	<p>・権利擁護に関わる関係団体の集まるネットワーク会議において、最新の情報や課題について共通認識を図ることが出来た。 ・連絡調整会議で市町の共通課題を共有、検討した。引き続き検討を進める必要がある。</p>
		<p>・地域連携ネットワーク及び中核機関が担う機能 地域連携ネットワークと中核機関において担う機能を、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果とし、中核機関及び町で推進していくことにより目標の達成を図る。</p>	<p>○中核機関や関係機関と連携し以下について取組む ・後見制度等に関する広報や研修を実施する ・一次支援に関わる関係者への制度の浸透を図る ・社協と連携し市民後見人等の受け入れについて検討を進める</p>	<p>・中核機関主催研修会 実務者研修会(5/23～6/4) 入門講座(7/23) ・関係団体等への周知、啓発 ・市民後見人の活動に関し、他自治体の取組みについてヒアリングを行い、社協と今後の取組みについて協議を行った。 ・社協の法人後見運営委員会において、法人後見の運営状況の把握、課題等の協議を行った。</p>	<p>・関係機関と連携し、広報、研修の周知を行い、制度の浸透を図ったが不十分。引き続き取組みが必要。 ・市民後見人の活動に関する検討を行った。引き続き検討を進める必要がある。 ・後見人の担い手が不足しているため、その確保について検討する必要がある。</p>
<p>利用者がメリットを実感できる制度の運用</p>	<p>・利用者本人の意思決定支援及び身上保護の充実 ・制度の利用しやすさの向上</p>	<p>・意思決定支援の在り方の周知、浸透 利用者本人の判断能力に課題のある場合においても、必要な情報を提供し、本人の意思や考えに基づく意思決定を行う、意思決定支援の考え方の普及に努める。</p>	<p>○意思決定支援の考え方の普及の継続 ・支援に関わる方への研修等により意思決定支援の普及を推進する</p>	<p>・地域ネットワーク会議において支援関係者に向けた意思決定支援研修会を実施</p>	<p>・研修会の実施により、実際の支援に関わる関係者へ意思決定支援の必要性について共通認識を図った。今後は具体的な対応について引き続き研修等を行っていく必要がある。</p>
	<p>・成年後見制度利用支援事業の活用促進 成年後見制度利用支援事業の活用を推進し、申立費用の助成、後見報酬の助成を行うことにより利用しやすい制度運用を目指す。</p>	<p>○利用支援事業の周知、検討に取組む ・制度の広報と併せ、利用支援事業の周知に努める ・利用しやすい制度内容となるよう中部で検討を進める</p>	<p>・制度利用相談時に利用支援事業の案内を実施 ・中部における利用支援事業の要件等の統一については検討中</p>	<p>・利用支援事業の認知度は十分ではないことから制度周知と併せた広報が必要。 ・中部において要件の見直しや統一について引き続き検討が必要。</p>	

第5章 北栄町重層的支援体制整備事業実施計画

1 計画策定の概要

(1) 計画策定の趣旨

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）により改正された社会福祉法（昭和26年法律第45号）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業が創設され、令和3年4月1日から施行されました。

本町においては、平成30年度より包括的支援体制の整備にむけた取り組みを開始し、令和3年度からは本事業の枠組みを活用しながら、地域共生社会の構築に向けた取り組みを推進しています。

このような中、北栄町重層的支援体制整備事業実施計画（令和4年度～令和6年度）の計画期間が満了になることから、その取り組みを一層充実させるために、北栄町重層的支援体制整備事業実施計画（令和7年度～令和11年度）を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項を定める実施計画です。

地域福祉計画に定める「包括的支援体制の整備に関する事項」のうち、本事業の実施に関する具体的な計画を定めるものです。

また、重層的支援体制整備事業は、属性を問わず分野横断的な支援を行うものであるとともに、介護、障がい、子育て、生活困窮の既存事業の一部を包括化して実施する事業であることから、各分野の計画との調和を保ち、記載事項について整合性を図ります。

(3) 事業の概要

重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を柱に、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチなどを通じた継続的支援の機能を加え、①から⑤までの事業を一体的に実施するものです。

①相談支援	本人・世帯の属性や相談内容などに関わらず、相談を広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解決にむけて支援を行う。
②参加支援	本人・世帯の状態にあわせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援など社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。
③地域づくりに向けた支援	地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や活躍の機会、居場所の整備などを行う。また、必要な資源の開発やネットワーク構築などを行う。
④多機関協働による支援	単独の支援機関では対応が難しい相談に対し、相談支援機関の抱える課題の把握、各支援機関の役割分担、支援の方向性の整理、進捗状況の管理など、支援全体の調整を行う。
⑤アウトリーチなどを通じた継続的支援	必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、継続的に寄り添いながら、本人との信頼関係の構築やつながりづくりを行う。

(4) 基本方針

本町における包括的支援体制を構築するためには、地域住民や庁内の各課及び関係機関（者）との連携や協働は不可欠です。福祉分野に限らず様々な人や機関などと共通認識を図り、以下の3つの事項を柱に取り組みを進めます。

- 1 必要な人に支援が届くしくみづくり
- 2 困りごとの解決につながるしくみづくり
- 3 つながりあい広がる地域づくり

■ 2 現状と課題

(1) 北栄町における現状

自ら相談に来ることができない人や、制度の狭間などにより相談支援につながらず、困りごとの解決が先延ばしになっている人もあり、さらなる相談支援体制の充実を図る必要があります。

地域福祉推進計画策定にかかるアンケート調査結果においても、「様々な困りごとを抱える人への総合的な相談支援」や「SOSを出しにくい人や孤立状態にある人への相談支援の充実」を期待する割合は高く、年代や属性を問わず必要な支援やつながりを持てるよう取り組みを進めることが必要です。

(2) 支援分類ごとの課題

①相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な相談支援機関につながっていない場合がある。また、年齢による支援制度の切り替えなどにより、早期の支援につながらない場合がある。そのため、制度の狭間などの現状を把握し、可能な限り途切れのない支援体制を検討する。 ・複雑で多様な課題に対応するため、分野を超えた専門職や関係機関（者）によるアセスメントや支援の役割分担など連携体制を強化する。 ・多様な課題に気づき、必要な機関などと連携して対応するため、相談支援を担う担当者のアセスメント力などの向上を図る。 ・アルコールなどの依存症やヤングケアラーなど、対象者が困り感を感じていないケースへの相談対応力の向上を図る。
②参加支援	<ul style="list-style-type: none"> ・その人にあった参加の機会や場が提供できるよう、多様な分野の資源把握や連携を進める。 ・具体的な参加の機会の紹介や取り組みの例などを情報発信し、参加について関心のある人を増やす。 ・対象となる人の把握と支援を推進するため、地域内の多様な関係者とのプラットフォームづくりに取り組む。
③地域づくりに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・一人で悩みを抱え込まないよう、誰もが気軽に相談しやすい環境づくりを進める。 ・地域で活躍する人を増やす取り組みを進める。 ・既存の資源がさらに活用されるよう、利用者の発掘や資源の周知を行う。 ・地域の中で自主交流できる場の確保を進める。 ・様々な理由で地域の活動や集いの場へ参加できない人もあり、多くの人に参加できる方法や機会、見守りの推進を図る。

<p>④ 多機関協働による支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・制度や年齢の狭間、対応できていない課題などを把握する。 （不登校からのひきこもり、障がい福祉サービスの子どもから大人への移行で生じている課題など） ・庁内外を問わず、教育分野や労働分野、司法分野など、多様な部署や専門職、団体、機関との連携を強化する。 ・複合課題や分野共通課題に関する対応力向上研修を実施する。 （地域ネットワーク会議などの既存の場を活用した研修、事例検討） ・ひきこもりや孤立している人、身寄りのない人など、特定の分野に限定しない課題について、必要な支援体制を検討する。
<p>⑤ アウトリーチなどを通じた継続的支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯訪問や関係機関からの聞き取りなどにより、支援が届きにくい人の把握を進める。 ・参加支援事業などとの連携を充実させるなど、必要な資源やしくみなどを検討する。 ・対象者にあった支援を行うため支援者の対応力の向上を図る。

■ 3 取組内容

(1) 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施している既存の相談支援において、断らない相談支援体制を構築し、相談者の属性、世代、相談内容などに関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解決に向けて必要な機関へのつなぎや連携した支援を行うものです。

以下に掲げる各分野の相談支援において、相談対応を充実するとともに、多様な課題の解決に向けて支援関係機関間の連携強化を図ります。

分野	実施事業	拠点数	運営形態	実施内容
介護	地域包括支援センター ・北栄町地域包括支援センター	1	直営	【支援対象者】65歳以上の高齢者及びその家族 【対象圏域】北栄町全域 【業務内容】高齢者に関する相談支援、関係機関とのネットワークによる包括的・継続的支援、権利擁護に関すること 【所管課】福祉課
障がい	障害者相談支援事業 ・北栄町障がい者地域生活支援センター※ ・中部障がい者地域生活支援センター ・相談支援センターサポートりんくす	3	直営委託	【支援対象者】身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び難病患者などとその家族 【対象圏域】北栄町全域 【業務内容】障がいに関する相談支援、各種サービスなどの情報提供、関係機関との連絡調整 【所管課】福祉課
子ども	利用者支援事業 ・北栄町子育て世代包括支援センター	1	直営	【支援対象者】妊娠中の人、乳幼児及びその保護者（里帰り中の人を含む） 【対象圏域】北栄町全域 【業務内容】妊産婦・乳幼児などの実情把握、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ必要な情報提供・助言・保健指導を行う、支援プランの作成、関係機関との連絡調整 【所管課】教育総務課

分野	実施事業	拠点数	運営形態	実施内容
生活困窮	生活困窮者自立相談支援事業	1	直営	<p>【支援対象者】現に生活に困窮している、または将来において生活困窮になりうる人、及びその家族など</p> <p>【対象圏域】北栄町全域</p> <p>【業務内容】生活困窮に関する包括的・継続的な相談支援、個別の支援計画の作成、評価など</p> <p>【所管課】福祉課</p>

(2) 参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）

参加支援事業は、既存の制度や支援では対応が難しい人に対し、住まいや暮らしの安心につながるよう、地域や社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

各相談支援機関や多機関協働事業などを通じ、参加支援の必要な対象者を把握するとともに、対象者への支援にあたっては、本人のペースに合わせながら、本人の状態や希望に沿ってマッチングなどの支援や継続的なサポートを行います。

また、多様な参加の場を確保するため、町内の社会資源の把握と活用・連携に向けた働きかけを実施します。

○想定される連携先など

- ・地域づくり事業の対象となる活動先（地域介護予防活動支援事業や地域活動支援センター、子育て支援センター）
- ・生活困窮者自立支援事業※における就労準備事業の就労体験先(企業・農家など)
- ・地域包括支援センターやよっしゃやらあ会※、自治会が開催している集いの場
- ・図書館やほくほくプラザ、個人宅など、活動への協力機関（者）
- ・北栄スポーツクラブや中央公民館などで開催している各種教室
- ・福祉サービス事業所や各種団体、ボランティアセンターなど

実施事業	拠点数	運営形態	実施内容
参加支援事業	1	委託	<p>【支援対象者】地域や社会とのつながりが無い、社会参加しにくい人など</p> <p>【対象圏域】北栄町全域</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者の把握 ・資源の把握、資源開発、ネットワークづくり ・相談者に対する参加支援(マッチングなどの利用調整)、フォローアップ <p>【実施機関】北栄町社会福祉協議会</p> <p>【所管課】福祉課</p>

(3) 地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）

地域づくり事業は、人と人、人と資源がつながり支えあう関係性を育み、さらに広がるよう、既に実施されている取り組みを進めていくと同時に、これらの取り組みを活かし、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備などを行います。

また、以下に掲げる事業の他、地域づくりにつながる事業を把握し、多様な主体の参画のもとで、必要な資源の開発やネットワークの構築を図るとともに、相談支援や参加支援と連動を図りながら、取り組みの推進を図ります。

分野	実施事業	拠点数	運営形態	実施内容
介護	地域介護予防活動支援事業（一般介護予防事業）	－	一部委託	<p>【支援対象者】65歳以上の高齢者</p> <p>【対象圏域】北栄町全域</p> <p>【業務内容】地域住民の介護予防※活動の育成・支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こけないからだ体操事業※ ・高齢者サークル事業 <p>【実施機関】自治会、北栄町地域包括支援センター他</p> <p>【所管課】福祉課</p>
介護	生活支援体制整備事業※	3	委託	<p>【支援対象者】65歳以上の高齢者を中心とした地域住民</p> <p>【対象圏域】北栄町全域</p> <p>【業務内容】多様な主体と連携しながら、生活支援サービスや助けあい活動の推進、高齢者の社会参加の推進に向けた取り組みを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーター※の配置（第1層：1名、第2層：2名） ・協議体の設置（第1層：ほくえい支え愛協議体※、第2層：北条よっしゃやらあ会、大栄よっしゃやらあ会） <p>【実施機関】北栄町社会福祉協議会</p> <p>【所管課】福祉課</p>

分野	実施事業	拠点数	運営形態	実施内容
障がい	地域活動支援センター事業 ・あゆみの郷	1	登録	【支援対象者】町内に住所を有する活動支援を必要とする在宅の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者 【対象圏域】北栄町全域 【業務内容】在宅障がい者に対し、創作的活動、生産活動の機会の提供など地域の実情に応じた支援を行い、在宅障がい者の自立と社会参加の促進を図る 【実施機関】北栄町社会福祉協議会 【所管課】福祉課
子ども	地域子育て支援拠点事業 ・北栄子育て支援センター『すまいる』	1	直営	【支援対象者】妊娠中の人、乳幼児・その保護者（里帰り中の人を含む） 【対象圏域】北栄町全域 【業務内容】子育て親子の交流の場の提供・促進、子育てなどに関する相談・援助、地域子育て関連情報の提供、子育てに関する講習などの実施 【実施機関】北栄町子育て世代包括支援センター 【所管課】教育総務課
生活困窮	生活困窮者支援などのための地域づくり事業	1	委託	【支援対象者】地域住民 【対象圏域】北栄町全域 【業務内容】地域住民相互の支えあいによる共助の取り組みの活性化を図るとともに、支援が必要な人と地域とのつながりづくり、それを支える地域づくりの取り組みを実施 【実施機関】北栄町社会福祉協議会 【所管課】福祉課

(4) アウトリーチなどを通じた継続的支援（法第106条の4第2項第4号）

複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に支援を届けるための取り組みを行います。

支援が必要な人の中には、心理的に相談窓口に出向きにくい、相談先が分からず困惑している、自らが課題を抱えている認識がない、支援に拒否的といった様々な状況があるため、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行います。

また、対象者を発見するため、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築し、地域の状況などにかかる情報を幅広く収集することが必要です。

民生児童委員からの聞き取りや世帯訪問調査などにより、対象者の把握に努めるとともに、本事業を町内の複数法人に委託し、各法人の特性や地域とのつながり、ネットワークなどを活用しながら、事業の推進を図ります。

実施事業	拠点数	運営形態	実施内容
アウトリーチなどを通じた継続的支援事業	5	一部委託	<p>【支援対象者】必要な支援が届いていない人とその家族（自ら支援を求めることができない人や支援につながることに拒否的な人、課題を抱えている認識がなく困り感がない人など）</p> <p>【対象圏域】北栄町全域</p> <p>【業務内容】潜在的なニーズを抱える人を早期発見するための情報収集、本人や世帯とのつながりづくり、継続的な寄り添い支援の実施</p> <p>【実施機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会医療法人仁厚会 ・医療法人誠医会 ・社会福祉法人中部福祉会 ・社会福祉法人北栄町社会福祉協議会 ・社会福祉法人みのり福祉会 <p>【所管課】福祉課</p>

(5) 多機関協働（法第106条の4第2項第5号）

福祉課内に相談支援包括化推進員を配置し、制度の狭間などにより相談先が不明な場合の相談受付のほか、北栄町包括的支援会議などを通じて、複雑化・複合化した課題を抱え、単独の支援機関では対応が難しい事例に対する支援の全体調整を行い、一つのチームとして支援する体制を整えます。**また、ひきこもりや孤立している人、身寄りのない人など特定の分野に限定しない課題に関し、必要な支援体制を検討します。**

なお、多機関協働事業は、包括的な相談支援の中核となる事業ですので、多様な関係機関（者）との連携や、地域づくり事業・参加支援事業などとの連動を意識して事業を進めます。

《北栄町包括的支援会議》

本事業においては、国が定めた自治体事務マニュアルなどにおいて、「支援会議」及び「重層的支援会議」の設置が示されています。

本町においては、会議体の乱立を避け柔軟な開催ができるよう、「北栄町包括的支援会議」を設置し、1つの会議体の中で2つの会議機能を持たせ運営することとします。

この会議は、事例の状況や検討事項に応じて、必要な関係機関（者）を招集して随時開催するものとし、対象世帯が抱える課題の解決に向けて、課題の整理、支援関係機関の役割分担、支援の方向性の検討、支援の進捗の共有などを行います。

※「支援会議」

法第106条の6に規定。潜在的な相談者へ支援を届けるために、個々の事例の情報共有や地域における必要な支援体制の検討を行う。会議構成員に対し守秘義務が課せられる。

※「重層的支援会議」

相談のあった事例に対し、多機関協働によるプランの適切性の協議やプラン終結時などの評価、必要な資源開発にむけた検討などを行う。個人情報の取扱いについては、本人同意を得て行う。

実施事業	拠点数	運営形態	実施内容
多機関協働事業	1	一部委託	<p>【支援対象者】複雑化・複合化した課題を抱える人及び世帯、支援関係機関</p> <p>【対象圏域】北栄町全域</p> <p>【業務内容】単独の支援機関では対応が難しい場合に相談支援機関の抱える課題の整理、支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理など、支援の進捗管理、支援調整を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援関係機関などによる役割分担や調整が必要な事例の相談受付 相談先が不明確な事例の相談受付 北栄町包括的支援会議の開催 支援関係機関の連携強化のための研修の実施など <p>【実施機関】北栄町</p> <p>【福祉施策アドバイザー】一般社団法人コミュニティネットハピネス</p> <p>【所管課】福祉課</p>

■ 4 事業の実施体制の構築

(1) 関係機関などとの連携体制

支援の必要な人のニーズにあった相談支援や地域づくりなどの施策を展開していくためには、介護・障がい・子ども・生活困窮の分野にとどまらず、多様な分野と連携することが必要です。

各相談支援機関との連携体制はもちろん、役場内においても、すべての課から福祉的ニーズを抱えた人が適切に福祉課につながるよう、庁内連絡会を設置するとともに、情報連携のための「つなぐシート」を用意し、シートを活用して庁内及び関係機関との連携体制の整備を推進します。

≪北栄町包括的支援の推進に係る庁内連絡会≫

多様な生活課題の解決にむけた包括的な支援体制を整備するため、庁内の部署が連携のもと適切な支援を図ることを目的に設置しています。

※「連携責任者連絡会」

各課の課長級が参画し、包括的支援の推進に係る情報の共有、庁内の連携体制に関する事項について協議します。

※「事業担当者連絡会」

必要な関係課の職員などにより、個別事業の実施体制や支援機関の連携、調整に関する事項について協議します。

(2) 相談や支援の環境づくり

①多様な相談機会の確保

困りごとを抱えた住民が気軽に相談できるよう、相談支援機関の窓口のみならず、民生児童委員などとの連携、地域の身近な場や機会の拡大、SNSの活用など、多様な相談機会が確保されるよう環境づくりに取り組みます。

②プラットフォームの形成

本町の包括的支援体制の目指す方向性や課題などを共有するとともに、必要な資源や仕組みづくりを検討するため、関係機関（者）によるプラットフォームづくりに取り組みます。

③災害や感染症流行下の支援体制

災害や感染症などの緊急事態が生じた場合には、支援ニーズの顕在化や新たな支援ニーズが発生します。近年は大規模災害を含め災害が頻発しており、2016年（平成28年）の鳥取県中部地震や2020年（令和2年）以降の新型コロナウイルス感染症の流行においても、複合的な課題を抱えた人など、個別の支援ニーズへの対応が課題となりました。

これらの経験を踏まえ、緊急時においても柔軟かつ適切な対応ができるよう、包括的支援体制の強化に努めていきます。